

川崎市社会教育委員会議規則の一部を改正する規則（案）

川崎市社会教育委員会議規則（昭和52年川崎市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和24年川崎市条例第34号」の次に「。以下「条例」という。」を加える。

第1条の2中「委員」を「条例第2条第2項の委員の選出区分」に、「掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する」を「掲げるとおりとする」に改め、同条第4号の次に次の1号を加える。

（5）市内の家庭教育の向上に資する活動を行う者

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

制 定 理 由

川崎市社会教育委員条例の一部改正に伴い、委員の選出区分を改めるため、この規則を制定するものである。

川崎市社会教育委員会議規則の一部を改正する規則新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>○川崎市社会教育委員会議規則 昭和52年1月27日教委規則第1号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、川崎市社会教育委員条例(昭和24年川崎市条例第34号。 <u>以下「条例」という。</u>)第3条の規定に基づき、川崎市社会教育委員(以下「委員」という。)の会議(以下「会議」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(選出区分)</p> <p>第1条の2 <u>条例第2条第2項の委員の選出区分</u>は、次の各号に<u>掲げるとおりとする。</u></p> <p>(1) 市内に設置された学校の長 (2) 市内の社会教育関係団体等から推薦された者 (3) 市内在住の社会教育に関する経験を有する市民 (4) 学識経験者 <u>(5) 市内の家庭教育の向上に資する活動を行う者</u></p> <p>(第2条以下 略)</p> | <p>○川崎市社会教育委員会議規則 昭和52年1月27日教委規則第1号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、川崎市社会教育委員条例(昭和24年川崎市条例第34号)第3条の規定に基づき、川崎市社会教育委員(以下「委員」という。)の会議(以下「会議」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(選出区分)</p> <p>第1条の2 <u>委員</u>は、次の各号に<u>掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。</u></p> <p>(1) 市内に設置された学校の長 (2) 市内の社会教育関係団体等から推薦された者 (3) 市内在住の社会教育に関する経験を有する市民 (4) 学識経験者</p> <p>(第2条以下 略)</p> |

川崎市社会教育委員条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>○川崎市社会教育委員条例 昭和24年9月27日条例第34号</p> <p>第1条 社会教育法（<u>昭和24年法律第207号</u>）第15条の規定により川崎市に社会教育委員（<u>以下「委員」という。</u>）を置く。</p> <p>第2条 委員の定数は、20人とする。</p> <p><u>2 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者並びに市民のうちから、教育委員会（以下「委員会」という。）が委嘱し、又は任命する。</u></p> <p><u>3</u> 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p><u>4</u> 特別の事由あるときは、委員会は、前項の規定にかかわらず委員を解嘱し、又は解任することができる。</p> <p><u>5</u> 委員に欠員を生じたときは、補欠委員を委嘱し、又は任命しなければならない。</p> <p><u>6</u> 前項の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>第3条 この条例に定めがあるものの外必要な事項は、委員会が別にこれを定める。</p> | <p>○川崎市社会教育委員条例 昭和24年9月27日条例第34号</p> <p>第1条 社会教育法（<u>以下「法」という。</u>）第15条の規定により川崎市に社会教育委員を置く。</p> <p>第2条 <u>社会教育</u>委員の定数は、20人とする。 (新設)</p> <p><u>2</u> 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p><u>3</u> 特別の事由あるときは、<u>教育委員会（以下「委員会」という。）</u>は、前項の規定にかかわらず委員を解嘱することができる。</p> <p><u>4</u> 委員に欠員を生じたときは、補欠委員を委嘱しなければならない。</p> <p><u>5</u> 前項の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>第3条 この条例に定めがあるものの外必要な事項は、委員会が別にこれを定める。</p> |